

京都大学立看板規程制定の意図と経緯について

【ご質問】（投稿日：2018年2月13日）

京都大学立看板規程制定の意図と経緯についてご回答願います。

【回答】（回答日：2018年3月26日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

本学外構周辺に設置されている立看板について、京都市から、京都市屋外広告物等に関する条例に抵触していること、道路にはみ出すと不法占用になること、強風による倒壊など危険を及ぼすことになりかねないなどの指導を受けたこと、並びに本学周辺の住民の方々からも、歩行者に危険である等のご指摘を受けたことなどを踏まえ、そのような立看板が設置されることのないようにするとともに、構内の指定場所に要件を満たした立看板の設置を認めることとする規定を新たに制定したものです。

立看板規程は、学生生活委員会や施設整備委員会の意見も踏まえ、部局長会議や教育研究評議会、役員会等のしかるべき学内手続きを経て、平成29年12月19日に制定されました。